

T & K TOKA 独立役員選任基準

2022年5月24日改定

1. 当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であるためには、以下のいずれにも該当する者でなければならない
 - (1) 就任前の10年以内において、当社グループ（当社および当社の関係会社をいう、以下同じ）の業務執行者（業務執行取締役及び従業員をいう、以下同じ）でないこと
 - (2) 就任前の3年以内において、当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与でないこと
 - (3) 就任前の3年以内において、当社の大株主（総議決権の10%以上の株式を保有する者）又はその業務執行者でないこと
 - (4) 就任前の3年以内において、当社グループの主要な取引先（当社グループとの取引において、支払額又は受取額が当社グループ又は取引先グループの連結売上高の2%以上を占めている企業）の業務執行者でないこと
 - (5) 就任前の3年以内において、当社グループの会計監査人に所属する者でないこと
 - (6) 就任前の3年以内において、当社グループから役員報酬以外に、専門的な助言やサービスなどに対して年間1,000万円を超える金銭その他財産上の利益を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他コンサルタント等専門的サービスを提供している者でないこと
 - (7) 就任前の3年以内において、当社グループとの間で、社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者でないこと
 - (8) 就任前の3年以内において、当社グループが年間1,000万円以上の寄付、融資、債務保証を行っている先又はその出身者でないもの
 - (9) 就任前の3年以内において、当社の連結総資産額の5%を超える金額の借入先およびその関係会社の重要な業務執行者でないこと
 - (10) 独立役員の確保に係る企業行動規範の精神に照らし、実質的に一般株主と利益相反が生じるおそれがない者であること
 - (11) 近親者（配偶者、二親等以内の親族）も併せて上記（1）～（10）に該当すること（重要でない者を除く）

2. 独立役員の通算の在任期間は、8年間を超えないことを要する